

| | |
|---------------|-----------|
| 地 域 指 定 年 度 | 昭和 45 年度 |
| 計 画 策 定 年 度 | 昭和 47 年度 |
| | 昭和 51 年度 |
| | 昭和 60 年度 |
| 計 画 見 直 し 年 度 | 平成 7 年度 |
| | 平成 17 年度 |
| | 平成 22 年度 |
| | 令 和 元 年 度 |

東浦農業振興地域整備計画書

令和 2 年 3 月

知多郡東浦町

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 |
| ア 土地利用の構想 | 1 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 2 |
| (2) 農用地利用計画変更の基本方針 | 4 |
| (3) 農業上の土地利用の方向 | 6 |
| ア 農用地等利用の方針 | 6 |
| イ 用途区分の構想 | 7 |
| ウ 特別な用途区分の構想 | 10 |
| 2 農用地利用計画 | 10 |
| 第2 農業生産基盤の整備開発計画 | 11 |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 11 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 | 12 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 12 |
| 4 他事業との関連 | 12 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 13 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 13 |
| 2 農用地等保全整備計画 | 13 |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 14 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 14 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 | 15 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 15 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 15 |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 17 |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 18 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 18 |

| | |
|---------------------------------|------|
| 第5 農業近代化施設の整備計画 | 19 |
| 1 農業近代化施設の整備の方向 | 19 |
| 2 農業近代化施設整備計画 | 20 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 20 |
| 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | 21 |
| 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 21 |
| 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 21 |
| 3 農業を担うべき者のための支援の活動 | 21 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 21 |
| 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 22 |
| 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 22 |
| 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 22 |
| 3 農業従事者就業促進施設 | 22 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 22 |
| 第8 生活環境施設の整備計画 | 23 |
| 1 生活環境施設の整備の目標 | 23 |
| 2 生活環境施設整備計画 | 26 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 26 |
| 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 | 26 |
| 第9 付 図 | 別添 |
| 1 土地利用計画図（付図1号） | |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） | 該当なし |
| 3 農用地等保全整備計画図（付図3号） | |
| 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） | 該当なし |
| 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） | 該当なし |
| 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） | 該当なし |
| 別記 農用地利用計画 | 28 |
| (1) 農用地区域 | 28 |
| (2) 用途区分 | 29 |

第1 農用利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

東浦町（以下「本町」という。）は、知多半島の北東部に位置し、南北約8km、東西約6km、総面積は31.14km²で衣浦湾の最奥部にある。1948年に町制施行し、1960年代から名古屋市などのベッドタウンとして人口が増加し、2018年12月現在、5万人規模のまちとなっている。東に尾張と三河を分ける境川を隔てて刈谷市、高浜市を対岸に臨み、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接している。

地勢は、低い丘陵地と沖積低地からなり、東部は、干拓によって造られた低地の水田地帯から次第に中央部の丘陵地に向かっており、中央部の多くが農地と森林であり、西部は、低い丘陵地に畑、谷間に水田が散在する。河川は、中央部から東流して衣浦湾に注ぎ、愛知用水が西部を南北に縦断している。地盤の基礎は、第三紀鮮新層であり、その上に洪積層が丘陵部に分布し、東部低地は沖積層が広く覆っている。土壤は、西部丘陵地は壤土、砂壤土、東部低地は埴土、埴壤土から成り立っている。

また、本町は、名古屋大都市圏に位置し、日本有数の製造業の集積地である西三河地域にも接しており、この恵まれた立地を活かし、町内雇用の充実を図るための企業誘致による産業振興に努めている。人口の減少社会の中、生活に必要なまちの機能はコンパクトに集約しつつ、今後の土地利用計画を通じてまちの活気を高め、人口減少に比例して経済活動が縮小しないよう、産業振興や経済活動の活性化に効果的な土地利用を行い、まちの活気を高める持続可能なまちづくりを推進する。

さらに、各産業の発展とともに、住民の憩いの空間となる緑との調和を図りな

がら、暮らしやすいまちとしての住宅地形成を計画的に推進する。

第6次東浦町総合計画の土地利用構想における森岡地区及び緒川新田地区の新市街地系のエリアでは土地区画整理事業等の構想、大府市から本町森岡地区にかけて「あいち健康の森」があり、その周辺をウェルネスバレー構想と称し、健康、医療、福祉に関する一大拠点化する構想がある。

さらに、JR武豊線東浦駅東側において東浦駅周辺整備計画（仮称）（観光交流施設等）の構想があるが、これらの事業の実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行う必要がある。

なお、農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

単位：ha、%

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | | 工場用地 | | その他 | | 計 | |
|---------------|-------|------|---------|-----|------------|------------|-----|------|------|----|-----|------|-------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (平成31年) | 1,110 | 50.6 | 13 | 0.6 | 179 (0) | 8.2 (0) | 232 | 10.6 | — | — | 657 | 30.0 | 2,191 | 100 |
| 目標 (令和11年) | 1,054 | 48.9 | 13 | 0.6 | 179 (0) | 8.3 (0) | 237 | 11.0 | — | — | 674 | 31.2 | 2,157 | 100 |
| 増減 | △56 | | 0 | | 0 | | 5 | | — | | 17 | | △34 | |

(注) () 内は、混牧林地面積である。工場用地は、その他に含む。

現在の数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（平成31年3月現在）

目標の数値は、市街化区域編入34ha、開発構想12ha、個別案件10ha（年1haと想定）の計56haの減少とした。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,110ha のうち、a～c に該当する農用地約 972 ha について、農用地区域を設定する。

なお、農用地区域外に見られる大規模な地区（10ha以上）については、土地所有者等に対する農業振興地域制度の啓発に努めながら編入に努める。

a 集団的に存在する農用地

10 ha 以上の集団的農用地

- b 国が実施または補助する土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、a～c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 6 該当農用地面積 14 ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 122 ha

(c) 小規模な面積で、地形上周辺農地と一帯的に利用できない農地のため、町の判断により農用地区域に含めない農用地 2 ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち (ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、または、隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び 2 ha 以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については、上記 (ア) (イ) (ウ) の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

担い手の高齢化による離農、農家の農業離れによる他産業への流出現象等により、耕作されない農地の増加が見受けられるため、農業振興地域整備計画では時代の変化を考慮し、今後の本町の農業振興に取り組む。

農業振興地域整備計画は、概ね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本町における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合を図りつつ、地域の活性化を進めるとともに、将来的に次世代の農業後継者の育成を行いうる就農環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

国が実施または補助する土地改良事業が実施された土地または、土地改良事業（防災事業を除く）の実施の見込みがある土地

面積が概ね 10 ha 以上の一団の農地

農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

なお、農用地区域外に見られる大規模な地区（10ha 以上）については、土地所有者等に対する農業振興地域制度の啓発に努めながら編入に努める。

イ 農用地区域の除外

今後とも優良農地の確保と農業の持続的発展に努めるものとし、除外にあたっては、将来にわたって保全管理することが困難または不適当と考えられる土地とする。

(ア) 集落に介在する土地で、次の全てを満たす土地

a 概ね 30a 以下の土地で集落等に介在し原則として、3 方向以上が宅地等に囲まれた土地

b 地形または機械の作業効率からみて既存農用地区域と一体的な利用を行う

ことが困難である土地

- c 営農条件が悪く、生産性も低い土地で農業上の利用を図ることが困難な土地
- d 相当期間、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。なお、工事完了後 20 年以上経過した事業については相当期間に含める。

(集落等介在地の面積基準)

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としており、これ以下では効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方による。

(イ) 山林等に介在する土地で、次の全てを満たす土地

- a 農用地区域の外周部にあり、山林等に介在する飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地
- b 除外することによって、農業的土地利用に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- c 相当期間、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。なお、工事完了後 20 年以上経過した事業については相当期間に含める。

(山林介在地の面積基準)

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としており、これ以下では効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方による。

(ウ) 農業の近代化が図れない土地で次の全てを満たす土地

- a 過去において農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も実施される見込みのない土地。なお、工事完了後 30 年以上経過した事業については農業生産基盤整備事業未実施として扱う。
- b 営農条件が悪く、生産性の低い土地で、その土地の位置、地形、その他自

然的条件からみて、効率的な近代的農業が営めない土地。

- c　周辺の農用地区域の集団性、連担性を損なわず利用上の支障が軽微である土地。

(エ) 個別案件の土地

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第5号による農用地区域から除外するための要件を全て満たし、事業計画が明確で他法令に基づき除外する目的について許認可の見込みがある土地について検討する。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地等は、中央部の緩やかな丘陵地にある畑・樹園地とその周辺及び東部の平坦地にある水田と地域内に散在する畜舎からなっている。

畑や樹園地については、たまねぎ、キャベツ、いちごなどの野菜や町の特産であるぶどうなど収益性の高い集約型の農業経営を展開しうる基盤として今後ともその有効利用と保全を図る。

水田については、計画的な需給調整のもとで、高品質な米を低コストで生産することが求められていることから、担い手への利用の集積を図り、高性能農業機械を活用した効率的な利用を促進する。

なお、地域の発展に必要な都市的需用の構想については、総合的な視点に立て計画的な土地利用を図るとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用と他の土地利用との調整に十分留意する。

また、農用地等の減少に伴う農業生産への影響も懸念されることから、高付加価値化や資本の集約化による生産性の向上などにより、本地域の農業の質的向上を図る。

(用途区分・地区別面積)

単位 : ha

| 区分 地区名 | 農地 | 採草放牧地 | 混牧林地 | 農業用 施設用地 | 計 |
|-----------|-------|-------|------|-------------|-------|
| A. 森岡 | 141 | — | — | 1 | 142 |
| B. 緒川 | 344 | — | — | 7 | 351 |
| C. 緒川新田 | 83 | — | — | 2 | 85 |
| D. 石浜 | 238 | — | — | 2 | 240 |
| E. 生路 | 129 | — | — | 1 | 130 |
| F. 藤江 | 130 | — | — | 0 | 130 |
| 計 | 1,065 | — | — | 13 | 1,078 |

(注) 数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（平成31年3月現在）

イ 用途区分の構想

(ア) 森岡地区 (A)

本地区は、本町の北端部に位置し、ほ場整備された農用地と既成市街地が分布する平地と、大規模な住宅団地及び観光型の果樹園等が分布する丘陵地からなっている。JR武豊線以東のおおよそ40haの水田は、そのほとんどがほ場整備事業実施済みであり湛水防除事業も完了していることから、水稻の安定した収量確保を維持する。

市街地周辺の農用地36haは、主に樹園地として利用されており、また、景観の面でも重要な役割を担っていることから樹園地を中心に農用地として保全に努める。一方、第6次東浦町総合計画の土地利用構想において新市街地系としているエリアについては、土地区画整理事業等の構想があるため、双方の調和をとりつつ事業を進める。

あいち健康の森周辺は、大府市との連携によるウェルネスバレー構想として健康・福祉関連の産業・研究機能などの健康長寿関連産業及び関連都市機能の集積を図る新たな用地の整備を推進する。

(イ) 緒川地区 (B)

本地区は、本町の中心市街地として位置づけられる既成市街地と、主に農用地として利用されている丘陵地からなる。国道以東の農用地 47 ha は、ほ場整備事業が完了しており多くが水田として利用されている。湛水防除事業も完了していることから水稻の安定した収量を維持する。主要地方道東浦名古屋線の北部の緩傾斜地帯のおおよそ 107 ha は、半数以上が水田として利用されており、県営ほ場整備事業が実施された農用地 82 ha は、高性能農業機械の導入等近代的農業に対応する農用地として有効利用を維持する。

また、未整備の農用地は、田、畑、樹園地が混在しているが、地形的に丘陵地が多いため畑として利活用を推進する。南西部の緩傾斜地域の農用地 131 ha は、谷間の平坦部に水田、丘陵部に畑や樹園地、施設園芸、畜産が混在しているが、県営ほ場整備事業が実施されている農用地 63 ha は、近代的農業に対応する優良農用地として保全に努める。

さらに、未整備農用地についても飼料作物を主とする畑が比較的まとまりをもって利用されているため、利用集積の促進を図る。

(ウ) 緒川新田地区 (C)

本地区は、本町の西端部に位置し、既成市街地、南部の大規模な住宅団地及び北東部の丘陵地からなり、知多半島道路及び名古屋鉄道河和線により、名古屋市及び半田市方面と直結するなど、交通の利便性は高い。

また、知多半島道路の東浦知多インターインターチェンジの存在により、農作物を含めて物流に好条件な地区である。

農用地の利用状況は、畑、樹園地、畜産、施設園芸等様々な経営体が存在しているため、それぞれの特色を活かし、農地の保全に努める。

さらに、知多半島道路の西の集落周辺の農用地はおおむね水田として整備されてきたが、汎用田として利用可能な条件を備えていることから畑作へ転

換している農用地が多い。

なお、卯ノ里小学校の西は（仮称）東浦緒川新田土地区画整理事業の構想があるが、事業の実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行う。

(エ) 石浜地区 (D)

本地区は、ほ場整備された農用地と既成市街地及び住宅団地が分布する平地と、本地区の中央部から西部にかけて分布する主に農用地として利用されている丘陵地からなっている。農用地 202 ha のうち平坦地の多くが、水田として利用されており、ほ場整備事業も大半が実施済みであるため、高性能機械の導入等近代的農業に対応し、水稻の安定した収量確保を維持する。

また、西部地域のおおよそ 142 ha は、畑やぶどうの果樹園を中心に比較的団地性のある耕作がされているため、これらを基幹として更に利用集積の促進を図る。

(オ) 生路地区 (E)

本地区は、国道 366 号沿道及び J R 武豊線沿線の既成市街地と、農用地からなっている。農用地 95 ha のほとんどは、ほ場整備事業が完了しており、おおよそ 81 ha は水田として利用されているが、いちごやぶどうの栽培も行われている。

これらの農用地は区画が広く、高性能機械を導入できるので近代的農業を営めることから優良農用地として保全に努める。

(カ) 藤江地区 (F)

本地区は、本町の南端部に位置している。農用地 100 ha のうち、ほ場整備事業が実施されたおおよそ 72 ha は、近代的農業に対応する条件を備えている。水田は汎用化を図り保全に努める。

また、水稻から転換によるいちご栽培が行われており半田市寄りの丘陵地には未整備の農用地が多いが、水はけもよく畑として保全をしていく。

なお、JR武豊線東浦駅東側において東浦駅周辺整備計画（仮称）（観光交流施設等）の構想があるが、事業の実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行う。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町は、名古屋都市圏から 30 km圏内にあり、従来から稲作を主体として農業生産を開拓してきたが、都市近郊の立地条件を活かして昭和 40 年代以降は、果樹、施設園芸、畜産の導入を図り発展してきた。農業振興地域内の農用地 1,110 ha のうち 883 ha が整備済であり、東部水田地帯はほとんど整備されている。今後は、既に整備が完了した地区においても、用排水施設や農道舗装等整備された施設の老朽化に対応して改修整備等の事業を実施して、生産基盤の維持保全に努める。

ア 森岡地区（A）

東部は、沖積層からなる低湿水田地帯である。ほ場整備及び湛水防除事業も完了しているため、農業用施設の適正な維持管理に努める。市街地周辺及び西部は畠地が多く、ぶどうを中心とした樹園地や普通畠として引き続き利用していく。

イ 緒川地区（B）

東部は、沖積層からなる低湿水田地帯である。農用地は、ほ場整備済みで多くが水田として利用されており、湛水防除事業等も完了しているため、農業用施設の適正な維持管理に努める。

ウ 緒川新田地区（C）

農用地の利用状況は畠、樹園地、畜産、施設園芸等が比較的大きなまとまりで営まれており、ほ場整備の完了した区域を中心に農業用施設の適正な維持管理に努める。

エ 石浜地区（D）

平坦地のほ場整備の完了した地域においては、農用地の多くが水田として利用されており、高性能機械の導入等近代的農業が営める。湛水防除事業も完了しているため、農業用施設の適正な維持管理に努める。

オ 生路地区（E）

農用地の大半は、ほ場整備が完了しており、その多くは水田として利用されているが、一部ではいちごやぶどうも栽培されている。湛水防除事業も完了しているため、農業用施設の適正な維持管理に努める。

カ 藤江地区（F）

ほ場整備の完了した地域においては、農用地の多くは水田として利用されているが、一部ではいちごが栽培されている。湛水防除事業も完了しているため、農業用施設の適正な維持管理に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

愛知用水は、農業生産の振興を図る上で重要であり、老朽箇所の補修等、維持管理の徹底を図るよう努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手の高齢化や離農により、荒廃農地が増加することが懸念されることから、東浦町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち知多農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、愛知県知多農林水産事務所農政課（以下「農政課」という。）、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に関する情報の一元的把握の下両者を適切に結びつけて担い手に農地が利用集積されるよう努める。

また、治水・災害防止を見据えた耐震対策などの事業を実施し、農用地等の生産力の向上を図る。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益地区 | 受益面積 (ha) | 対図番号 | 備考 |
|----------------------|---------|------------------|--------------|------|------------------|
| 用排水施設等整備事業 (鍋屋新田) | 耐震対策1式 | F. 藤江 | 85 | 1 | 令和元年度～ 令和4年度 |
| 調査計画事業 | 排水機場1か所 | — | — | 2 | 令和2年度 |
| 調査計画事業 | 耐震対策1式 | C. 緒川新田 D. 石浜 | 11 | 3 | 令和2年度～ 令和7年度 |
| 用排水施設等整備事業 | 耐震対策1式 | B. 緒川 | 50 | 4 | 令和2年度～ 令和7年度 |
| 防災ダム整備事業 | ため池整備1式 | F. 藤江 | 6 | 5 | 令和4年度～ 令和7年度 |
| 海岸保全施設整備事業 | 耐震対策1式 | E. 生路 F. 藤江 | 181 | 6 | 令和4年度～ 令和10年度 |

3 農用地等の保全のための活動

農家に対して荒廃農地の発生防止、農用地等の適正管理及び賃借などを町が主導となり啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、担い手が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、利用権の設定等を推進する。

【主な施策】

- ① 農業委員会や農業協同組合と連携し、地域とともに農地の保全の啓発や農地バンク制度の充実を図る。
- ② 規模拡大や経営改善、法人化を支援する。
- ③ 農業委員などとの協力による農地保全と集積・集約化や新規就農者への支援を行う。
- ④ 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する活動を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

都市化及び農業者の高齢化が進み離農及び兼業農家が増加する中で、農業生産の維持、拡大を図るためには、農地の効率的な利用、各農家の生産意欲の向上が不可欠であり、農業経営者のリーダーである担い手の役割は重要である。そこで担い手の育成を図りつつ、機械導入、労働力の省力化を目標において農業経営の確立もめざす。

また、本町における主要な作目、栽培技術水準、経営規模、農地の流動化及び農業後継者の育成・確保の進行具合等を考慮し、本町の実情にあった経営目標を次とおり設定する。

効率的かつ安定的な農業経営の目標

| 年間農業所得 | 1人当たりの年間労働時間 |
|--|--------------|
| 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | |
| 基幹経営体 概ね 800 万円 | 概ね 1,800 時間 |
| 1 基幹経営体とは、経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる農業経営体。 2 基幹経営体の年間農業所得は、主たる従事者 2 人（主たる従事者 1 人当たり 400 万円）を想定して示している。 | |
| 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標 | |
| 概ね 250 万円 | 概ね 2,000 時間 |
| 地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。 | |

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 29 年 2 月）

| | 営農類型 | 目標規模 | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 流動化 目標面積 |
|-------|------------------|---------|---|--------------|-------------|
| 基幹經營體 | 稲・飼料用稲複合 | 水田 40ha | 水稻移植 11ha 水稻直播 11ha 稻WCS 5ha 飼料米 13ha | — | (ha) — |
| | 施設野菜 イチゴ | 0.3ha | イチゴ 0.3ha | 3 | 0.9 |
| | 施設花き 洋ラン | 0.3ha | 洋ラン 0.3ha | 4 | 2.4 |
| | 施設花き 鉢花 | 0.3ha | 鉢花 0.4ha | | |
| | 果樹 ブドウ | 1.2ha | 露地巨峰 0.4ha 露地その他 0.2ha 巨峰(ハウス) 0.3ha 欧洲系その他(ハウス) 0.3ha | 12 | 14.4 |
| | 酪農 | 乳牛 55頭 | — | 3 | — |
| | 肉牛 | 肉牛 250頭 | — | 3 | — |
| | 養豚 | 125頭 | — | 3 | — |
| | 採卵鶏 | 10,000羽 | — | 1 | — |
| 個體經營體 | キャベツ主体経営 | 畑 240a | キャベツ 150a タマネギ 60a スイートコーン 30a | — | — |
| | ナス専作経営 (夏秋ナス) | 畑 13a | ナス 13a | | |
| | ハクサイ・スイカ 複合経営 | 畑 83a | ハクサイ 80a スイカ 80a | | |
| | ミニトマト専作経営 | 畑 10a | ミニトマト 10a | | |
| | トマト専作経営 | 畑 22a | トマト 22a | | |
| | イチゴ専作経営 | 畑 18.5a | イチゴ 16a | | |

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成29年2月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

都市近郊の地理的条件から他産業への就業条件にも恵まれ、離農あるいは兼業化の傾向にあるが、自ら管理したり、売却や農地として貸し出す意思のある者が多い。また、世代交代等でどうしたらよいのかわからない所有者も一定数いることから農地の利用における啓発活動を実施する。

一方、近年の土地利用型の農業経営においては、農用地の利用集積と高性能な農業機械による作業が不可欠である。

これらのこと踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営の目標に達したものが地域における農用地面積の 80%を占めることができるよう本町、農業委員会及び農業協同組合と連携を図り、農用地の集約化を促進していく。

一方で、農業生産に占める兼業農家等の位置は重要であり、その生産意欲は十分に尊重されなければならない。その上で、世代交代等の際に農地の管理が円滑に次世代に移行できるよう努める。

こうしたことから、兼業農家等を含め地域全体の協力体制を整えつつ、地域農業におけるそれぞれの農家の位置づけと役割分担を明確にすることが大切である。そして計画的な土地利用、農用地の利用集積、農作業の受委託等の施策を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町における農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関して、より組織的、計画的に進めるためには、ほ場整備された優良農地を中心に地域の農業生産と農地の有効利用に対する多面的な調整が必要であり、以下の方策を推進する。

(1) 農業経営と新規就農の支援

女性を含めた新規就農者、既存農家の後継者の育成に努めるとともに、新たな特産物の開発支援やぶどうなどの既存特産物の6次産業化を支援する。

また、規模拡大やIoTなどの新技術導入支援に関する情報提供を行う。

(2) 農地中間管理事業

農地中間管理事業を促進するため、情報提供に努めるとともに、農家の意向を踏まえ農地中間管理事業の活用に努める。

(3) 担い手の育成

農業委員会、農業協同組合、農業改良普及課等が充分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として「東浦町担い手育成総合支援協議会」を中心に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者または生産組織等に対して、経営診断の実施及び先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行い、必要に応じて法人化を促す。

また、人・農地プランの見直しへの参加を促し、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業や将来の方向について選択・判断を行えるよう誘導する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業収益を上げるために農業施設の整備は不可欠ではあるが、設備投資には多額の資金が必要であるため、なかなか整備が進まないのが現状である。

(水稻・小麦・大豆)

農用地の利用集積による規模の拡大や新技術の導入等生産コストの低減を図るとともに、需要に沿った品質の向上を図る。このため、実態に即した大型機械の導入や大規模乾燥調製貯蔵施設等の利用を推進する。

(野菜)

収穫調製に多くの労力を要しているため、作型分化による労力分散を図ると同時に機械化を推進する。流通面については、既存の集出荷施設を拠点として産地の集団化と出荷の計画化を推進する。栽培から収穫までの機械化を進め更なる省力化を図る。

(果樹)

ぶどうを中心に栽培が行われているが、果樹は永年作物であることから、短期間で生産の改善や果実需要の調整を図ることは困難であり、より長期的な観点に立った生産計画の誘導と需要動向に即した高品質果実の生産が必要である。

また、消費者ニーズに応えた生産性の高い高品質果実の安定供給を図るため、優良品種系統への改植を推進するとともに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化の推進を図る。

(花き)

市場の大型化、流通の多角化、消費者ニーズの多様化に産地として対応することが求められている。そのため、消費動向に即した品目の導入、種類、作型に応じた生産技術の向上、生産コストの低減を推進する。

(畜産)

都市近郊の畜産として維持発展するだけでなく環境保全にも万全の備えが求められ

ており、今後は省力管理技術の導入によって、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備を推進する。また、家畜のふんのたい肥としての利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を推進していく。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本地域への新規就農者は、学校卒業直後に就農する者その他、他産業に従事してから就農する意向の者がいる。このため、新規就農者の確保に当たっては、農業協同組合、農業改良普及課と連携協力して農家の子弟の意向把握に努め、農業大学校への進学の誘導や技術習得の場の斡旋に努める。

また、農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各自の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

なお、隣接する大府市のげんきの郷では、農業協同組合が「あぐりカレッジあすなろ舎」を開設し農業講座を実施するなど農業に関心のある都市住民に各種情報を提供しているため引き続き積極的な利用を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業委員会、農業協同組合、農政課、農業改良普及課で組織する担い手育成総合支援協議会を中心に、農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、都市近郊に位置することから、町外での就業機会には恵まれているが、町内での就業機会が不足しているため、周辺環境との調和を図り計画的に就業機会の確保に努める。

単位：人

| 区分 | 従業地 | | | | | | | | |
|--------|-----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|
| | 町内 | | | 町外 | | | 合計 | | |
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | 24 | 5 | 29 | 48 | 9 | 57 | 72 | 14 | 86 |
| 自営兼業 | 26 | 2 | 28 | 3 | 1 | 4 | 29 | 3 | 32 |
| 出稼ぎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日雇・臨時雇 | 13 | 4 | 17 | 7 | 2 | 9 | 20 | 6 | 26 |
| 総計 | 63 | 11 | 74 | 58 | 12 | 70 | 121 | 23 | 144 |

資料：平成30年9月実施の農業振興地域整備計画に関する意向調査より推計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

工業・商業地域の適正な配置、道路網の整備を進めるとともに、優良企業の誘致、地元企業の体質強化を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

集落の健全な発展を期するには、生産環境の整備とともに生活環境の整備を図ることが重要である。生活環境の整備については、農業サイドのみならず集落全体の合意のもとに調和のとれたまちづくりを進める必要がある。そのため、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性等それぞれの分野における具体的な方策の実施を通して総合的な環境整備を図る。

(1) 安全性

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、侵入盗などが発生していることから防犯面においては、防犯意識の向上を図るとともに、犯罪を起こさせない地域を目指す。具体的には、

- ・警察や教育委員会、地域自主防犯団体と連携し、住民の防犯意識の醸成を図る。
- ・防犯ボランティアへの幅広い年代の参加を促進する。
- ・自治会などによる防犯カメラの設置を促進する。

交通事故件数は減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故が発生している。そこで、交通ルールの徹底やマナーの向上など住民の交通安全意識を高める。具体的には、

- ・警察や地域住民と連携し、交通安全対策や啓発を実施する。
- ・交通弱者である高齢者や子どもに対する交通安全教室を開催する。
- ・運転免許自主返納制度の更なるPRなどを実施する。
- ・警察と連携し、事故多発箇所の分析などを通じて対策を検討する。

(2) 保健性

ごみ処理の面では、使えるものでも、不要になればごみとして捨てられ、処分されているため、住民や事業者から出されるごみの減量化が必要である。具体的には、

- ・再利用化・再生利用化の仕組みを構築する。

- ・事業者のリサイクル活動を支援するとともに、ごみの排出指導によって、事業系ごみを減らす。
- ・可燃ごみに混入されたプラスチック製容器包装や紙類などの資源の分別の徹底を啓発する。

また、水道管の老朽化が進んでいるが人口減少社会の中で、水道料金や下水道使用料の増加が見込めないため、計画的な修繕、更新が必要である。具体的には、

- ・将来の水需要を予測し、事業経営にあった更新計画を策定する。
- ・水道管の耐震化を推進する。
- ・施設の計画的な改修や更新を行う。

(3) 利便性

西三河地区を結ぶ橋の不足や幹線道路の未整備などにより特に朝夕で広域的に渋滞が発生しているため、産業の効率化に向けた円滑かつ安全な道路網の整備が必要である。具体的には、

- ・西三河と知多地域を結ぶ新たな東西軸となる広域的な道路の実現を推進する。
- ・都市計画道路の整備や道路改良により、道路ネットワークの強化を推進する。

狭隘な道路については、交通の混雑や、緊急車両が通行できないなどの生活環境の悪化が発生しているため、歩行者、自転車の安全な通行や緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある。具体的には、

- ・既成市街地内の生活道路については、建物の建替えなどの際に用地を確保することにより拡幅や歩道設置などの整備を図る。
- ・アダプトプログラムによる住民や事業者による環境美化も含めた道路の適正管理を推進する。

(4) 快適性

少子高齢化により、家族による要支援者への生活支援が困難になっているため、行政だけでなく、住民や関係機関と協力し、要支援者を支えていく必要がある。具

体的には、

- ・住民、社会福祉協議会などの地域福祉に携わる各種団体と協力連携し、地域福祉活動を推進する。
- ・生活支援体制、認知症支援体制を整備する。
- ・ＩＣＴを活用した在宅医療介護の連携体制を充実する。
- ・ニーズに合った高齢者福祉サービスを提供する。

社会情勢の変化により、生活の中で子どもの居場所が少なくなっているため、家庭内だけでなく子どもを温かく見守り豊かに育むために、地域での環境づくりが必要である。具体的には、

- ・地域や関係機関と連携し、子どもや保護者の悩み相談を行う。
- ・基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供など、子どもの居場所づくりを推進する。

住民の憩いの場となる公園の管理面においては行政主導で行っているが利用者のニーズに十分な対応ができていないため、行政と住民による協働の管理運営を推進する。具体的には、

- ・公園施設の管理運営について、地域の実情に合った行政と住民の役割分担を共有し推進する。
- ・於大公園などの大規模公園の再整備にあたっては、Park-PFIなどの民間活力導入を検討する。
- ・アダプトプログラムを活用し公園の美化を推進する。
- ・公園の整備を進めるとともに、必要に応じた統廃合を検討する。

(5) 文化性

歴史に対する関心が低い傾向にあることや地域の伝統文化の担い手が少なくなっているため、歴史に関する情報発信や伝統文化の担い手の確保・育成や地域全体で支える仕組みが必要である。具体的には、

- ・郷土資料館において郷土の歴史・文化財に関する企画展を実施する。
- ・東浦ふるさとガイド協会などの団体と連携し、史跡めぐりなどのイベントを実施する。
- ・ガイドボランティア養成講座を開催する。
- ・指定文化財の維持管理を支援する。
- ・指定文化財などを含めた周辺環境の保存・活用を効果的に進めるための計画を策定する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号) 該当なし
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号) 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図 (付図6号) 該当なし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の〔区域の範囲〕欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち〔除外する土地〕欄に掲げる土地及びにこれらの土地以外の土地であって、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。

| 地区・区域番号 | 区域の範囲 | 除外する土地 | 備考 |
|-----------|------------------------------|----------------------------|----|
| A 森 岡 | 大字森岡で付図1号に示すAの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | |
| B 緒 川 | 大字緒川で通称緒川新田の区域を除き付図1号に示すBの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | |
| C 緒川新田 | 大字緒川のうち通称緒川新田で付図1号に示すCの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | |
| D 石 浜 | 大字石浜で付図1号に示すDの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | |
| E 生 路 | 大字生路で付図1号に示すEの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | |
| F 藤 江 | 大字藤江で付図1号に示すFの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | |

ただし、詳細は別図のとおり

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

| 地区・区域 番 号 | 用 途 区 分 |
|--------------|--|
| A 森 岡 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 |
| B 緒 川 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 |
| C 緒川新田 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 |
| D 石 浜 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 |
| E 生 路 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 |
| F 藤 江 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 |

ただし、詳細は別図のとおり